愛西市住宅地開発事業等に係る消防水利施設の指導基準

令和８年３月１２日策定

（趣旨）

第１条　この基準は、愛西市住宅地開発事業等に関する指導要綱（平成 17 年告示第 157 号）第 16 条に基づく消防水利施設の設置に関する協議について、必要な事項を定めるものとする。

（消防水利施設の設置）

第２条　消防水利施設は、当該開発区域（取付道路等を含む）の各部分から一の消防水利に至る距離が 120 メートル以下になるよう消火栓又は防火水槽を設置するものとする。

（消防水利施設の技術基準）

第３条　消防水利施設の技術上の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　消防水利施設は、常時貯水量が 40 立方メートル以上又は取水可能水量が毎分 1 立方メートル以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものであること。ただし、消防長が付近の水利状況等を勘案して支障がないと認めたときは、この限りでない。

（２）　消火栓は、次のイ及びロに定めるところによるものとする。

イ　地下式消火栓とし、呼称 65 ミリメートルの口径を有するもので、水道管口径 75 ミリメートル以上の配水管に取り付けられていること。

ロ　消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

（３）　防火水槽は、次のイからヘに定めるところによるものとする。

イ　原則として設置予定地でコンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製の現場打ち防火水槽又は工場において生産された部材を使用して建設される二次製品等防火水槽等（以下「二次製品等防火水槽等」という。）とすること。

ロ　二次製品等防火水槽等は、一般財団法人日本消防設備安全センターの認定品であること。

ハ　地盤面からの落差が 4.5 メートル以下であること。

ニ　取水部分の水深が 0.5 メートル以上であること。

ホ　吸管投入孔のある場合は、その 1 辺が 0.6 メートル以上又は直径が 0.6 メートル以上であること。

ヘ　消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

（消防水利標識の設置及び路面等の標示）
第４条　標識を設置する場合は、直近の見やすい場所に別図第１に準ずる標識を消火活動、車両通行等の支障とならないように設置するものとする。
２　消火栓蓋及び有蓋防火水槽の吸管投入孔蓋の周辺部の路面に黄色の焼付け塗装等を行い明示するものとする。

（消防水利施設設置の申請・届出）
第５条　開発者は、この基準の定めによるところにより消防水利施設を設置しようとするときは、次の各号によるものとする。
（１）　消火栓を設置しようとする場合は、あらかじめ承認工事申込書（様式第１号）により、消防長へ申し込みをするものとする。
（２）　消火栓の設置工事に着手する場合は、工事をする前にあらかじめ、承認工事着手届（様式第２号）により消防長へ届け出るものとする。
（３）　消火栓の設置工事が完了したときは、その旨を工事が完了した日から２週間以内に承認工事竣工届（様式第３号）により消防長へ届け出て検査を受けるものとする。
（４）　防火水槽を設置しようとする場合は、協議の上、必要に応じて前１号から３号によるものとする。

（その他）
第６条　この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附則
この基準は、令和８年４月１日から運用する。

消防水利施設の標識

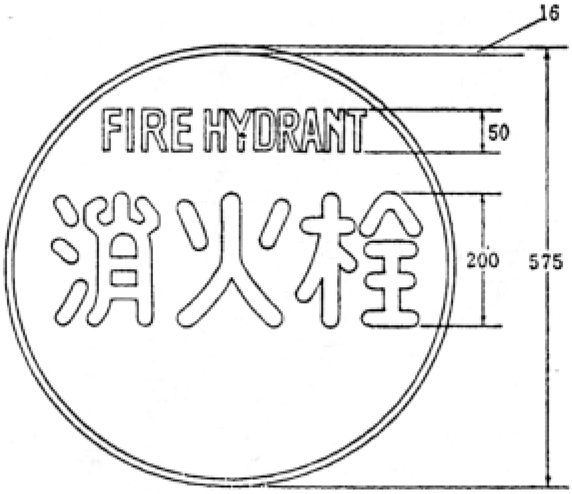

400型

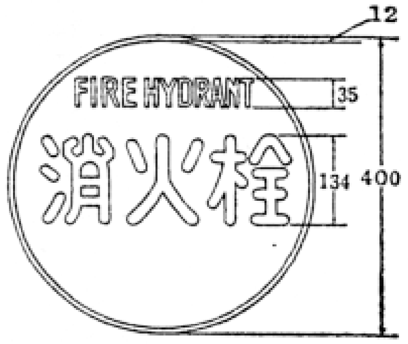

(数字は、ミリメートルを示す。)

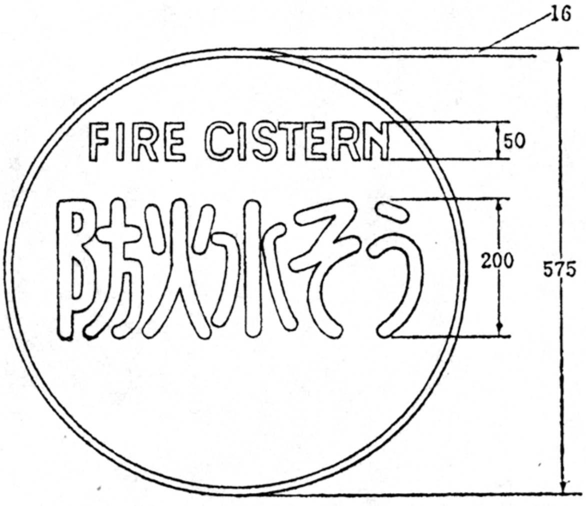

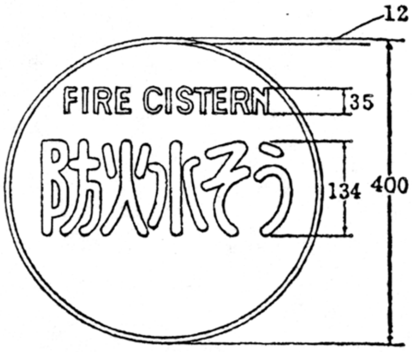

色彩：文字および縁を白色、地を赤色とする。

決裁	消防長	署　長	総務課長	課　長	課長補佐	係長

受　　付

様式第１号（第５条関係）

承　認　工　事　申　込　書

年　　月　　日

愛西市消防本部
　　　消防長　　殿

住　所
申込者　氏　名　　　　　　　　㊞
電　話

下記の場所への　　　　　設置工事の承認を申請します。
なお、当該工事に伴う費用は申込者において負担いたしますとともに、布設された
は貴消防本部に移譲移管いたします。また今後、異議申し立てをいたしません。

記

工　事　場　所	
路線等の名称	
工　事　概　要	1　配水管の管種・口径
	2　その他
工　　　　期	年　　月　　日～　　　　年　　月　　日（　　　　日間）
備　　　　考	
摘　　　　要	

1．工事場所を明示した位置図、承認工事の設計図、使用材料等を添付すること。

決裁	消防長	署　長	総務課長	課　長	課長補佐	係長

受　　付

様式第２号（第５条関係）

承　認　工　事　着　手　届

年　　月　　日

愛西市消防本部
　　　　消防長　殿

指定給水装置工事事業者
住　　所
氏　　名　　　　　　　㊞
電　　話

下記のとおり、着手しますので届け出ます。

記

許　可　番　号	年　　　月　　　日付　　第　　　　号
工　事　申　込　者	
工　事　場　所	
工　　　　期	年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで
着　手　年　月　日	年　　　月　　　日
備　　　　考	

１．工事をする前にあらかじめ提出すること。
２．道路使用許可証の表紙(写し)、交通規制及び保安整備図を添付すること。

決裁	消防長	署　長	総務課長	課　長	課長補佐	係長

受　　付

様式第３号（第５条関係）

承　認　工　事　竣　工　届

年　　月　　日

愛西市消防本部
　　　　消防長　殿

指定給水装置工事事業者
住　　所
氏　　名　　　　　　　　㊞
電　　話

下記のとおり、竣工しましたので届け出ます。

記

許　可　番　号	年　　月　　日付　第　　　号
工　事　申　込　者	
工　事　場　所	
工　　　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
竣　工　年　月　日	年　　月　　日
備　　　　考	
工　事　検　査	(検査日)　年　　月　　日　(検査結果)
摘　　　　要	

１．竣工図、工事写真を添付し、工事完了後２週間以内に提出すること。